

中商連オートオークション統一ルール(クレーム・ペナルティに関する統一ルール) 改正事項新旧対照表

改正後(2020.9.1～)	改正前(～2020.8.31)
<p>第4章クレーム 3.クレーム申立期間 (1)基本となるクレーム申立期間 原則としてオークション開催日を含めて5日<u>の営業時間までとします。</u> また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日が主催商組の休業日に当たる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。</p> <p>(3)クレーム受付期間延長 <u>落札車両が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、原則として車両到着日翌日の主催商組の営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとします。</u> <u>ただし、主催商組の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内に主催商組への申請を必要とします。</u> <u>また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがあります。</u> <u>なお、期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内の主催商組の営業時間までとします。</u></p> <p>(4)天災、悪天候、繁忙期等によるクレーム受付期間延長 <u>天災、悪天候、繁忙期等によって全体的な車両輸送の遅延が認められる場合、または主催商組の定めにより入金後搬出である場合等、主催商組の裁定により車両到着日翌日の主催商組の営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとします。</u> <u>ただし、原則として主催商組の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内に主催商組への申請を必要とします。</u> <u>また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがあります。</u> <u>なお、期間延長の最長は事象に応じて主催商組が裁定するものとします。</u></p>	<p>第4章クレーム 3.クレーム申立期間 (1)基本となるクレーム申立期間 原則としてオークション開催日を含めて5日以内としますが、<u>クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。</u>また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日が主催商組の休業日に当たる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。 <u>なお、主催商組が定める遠隔地落札店については、主催商組の定める期日の延長をする場合があります。</u></p>

改正後(2020.9.1～)	改正前(～2020.8.31)
<p>別表Ⅰ 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定</p> <p>5.レスオプション (クレーム裁定欄)</p> <p>取り外しが容易に出来るもの(主催商組の裁定による)はノークレームとする。 <u>また、グレードが未記入の場合はノークレームとする。</u></p>	<p>別表Ⅰ 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定</p> <p>5.レスオプション (クレーム裁定欄)</p> <p>取り外しが容易に出来るもの(主催商組の裁定による)はノークレームとする。</p>
<p>別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定</p> <p>47. 装備品欄に関する附属品の欠品</p> <p>評価点付・・・書類発送日含む7日 R点・・・書類発送日含む7日 低価格車・・・<u>ノークレーム</u> 商談・・・書類発送日含む7日 10年・10万km超・・・書類発送日含む7日</p>	<p>別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定</p> <p>47. 装備品欄に関する附属品の欠品</p> <p>評価点付・・・書類発送日含む7日 R点・・・書類発送日含む7日 低価格車・・・<u>書類発送日含む7日</u> 商談・・・書類発送日含む7日 10年・10万km超・・・書類発送日含む7日</p>
<p>48. 標準装備品に関する附属品の欠品</p> <p>評価点付・・・書類発送日含む7日 R点・・・書類発送日含む7日 低価格車・・・<u>ノークレーム</u> 商談・・・書類発送日含む7日 10年・10万km超・・・書類発送日含む7日 (クレーム裁定欄)</p> <p>部品代2万円以上のものとする。 ナビロム、リモコン、リモコンキー、充電ケーブル、SDカードなど。 <u>ただし、EV車の充電ケーブルが欠品の場合は低価格車であってもクレームとする。</u></p>	<p>48. 標準装備品に関する附属品の欠品</p> <p>評価点付・・・書類発送日含む7日 R点・・・書類発送日含む7日 低価格車・・・<u>書類発送日含む7日</u> 商談・・・書類発送日含む7日 10年・10万km超・・・書類発送日含む7日 (クレーム裁定欄)</p> <p>部品代2万円以上のものとする。 ナビロム、リモコン、リモコンキー、充電ケーブル、SDカードなど。</p>
<p>50. ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合</p> <p>評価点付・・・部品発送日含む5日 R点・・・部品発送日含む5日 低価格車・・・<u>ノークレーム</u> 商談・・・部品発送日含む5日 10年・10万km超・・・ノークレーム</p>	<p>50. ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合</p> <p>評価点付・・・部品発送日含む5日 R点・・・部品発送日含む5日 低価格車・・・<u>部品発送日含む5日</u> 商談・・・部品発送日含む5日 10年・10万km超・・・ノークレーム</p>
<p>別表Ⅳ ペナルティー裁定基準</p> <p>⑤主催商組の定める書類提出期限を超過しても書類を提出しない場合 (ペナルティー裁定)</p> <p>ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算(<u>主催商組の休業日は除く</u>)</p>	<p>別表Ⅳ ペナルティー裁定基準</p> <p>⑤主催商組の定める書類提出期限を超過しても書類を提出しない場合 (ペナルティー裁定)</p> <p>ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算</p>
<p>改正記録</p> <p><u>令和2年6月4日改正、令和2年9月1日実施</u></p>	